

随意契約（相手方指定）調書

件名	消耗品購入契約（バラ花鉢等）	No.5200321
工（納）期	令和 6 年 5 月 1 8 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	3, 2 8 4, 6 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	荒川生花商組合
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	消耗品購入契約（バラ花鉢等）
指名業者 （案）	名 称 荒川生花商組合 所在地 東京都荒川区東尾久5－14－12 代表者 組合長 瀬田 茂道
特命理由	本件は、「あらかわバラの市」において来場者に低価で販売する鉢バラの購入契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 鉢バラは切花に比べて流通量が少なく、限られた期間内で2,500鉢の鉢バラを確保するためには、複数の花（か）き市場と直接交渉・取引ができる業者でなければならない。 ② バラの市の開催日に合わせ、納品するバラの開花状態を生産者と調整する必要があり、花（か）き市場を通じて生産者と交渉できる業者でなければならない。 ③ 上記の要件を満たすのは区内においては上記組合のみであり、区内の生花店が加盟している上記組合と連携することは、バラを区の観光資源として定着させるとともに、区内産業の活性化を図る観点からも望ましい。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）